

砺波市温水プール
指定管理者募集要項

令和4年9月1日

砺波市温水プール指定管理者募集要項

砺波市温水プール（以下「温水プール」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

砺波市温水プール

(2) 所在地

砺波市柳瀬241番地

(3) 施設概要

| | | |
|------|-----------|--|
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 | 地上2階建 |
| 敷地面積 | 3,200㎡ | |
| 延床面積 | 2,320㎡ | |
| 施設内容 | 1階 | プール室 25mプール 6コース(25m×13m)水深1.2m 車椅子スロープ付き等 幼児用プール 14m×5m 水深0.6m 室内暖房完備 採暖室 遠赤外線式ヒーター式 更衣室 更衣ロッカー 男子90人分 女子114人分 シャワーブース、洗面化粧台、温浴槽、 冷暖房完備 多目的更衣室 更衣室2室、ロッカー(大)8人分、 プール用車椅子4台 エントランスホール、事務室、幼児室、医務室、指導員室、 器具庫、トイレ、多目的トイレ、機械室等 |
| | 2階 | ラウンジ 広さ180㎡、多目的使用可、冷暖房完備 会議室 広さ60㎡、2分割使用可能、冷暖房完備等 |

2 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者の業務等の範囲

- (1) 砺波市体育施設条例（以下「体育施設条例」という。）第4条に規定する業務
- (2) その他、別紙「砺波市温水プール指定管理者仕様書」に定めるとおり。

4 指定管理者の管理の基準

(1) 休業日 体育施設条例第5条に規定するとおり。

なお、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、教育委員会の承認を得て、臨時に変更することができるものとします。

(2) 利用時間 体育施設条例第5条に規定するとおり。

なお、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、教育委員会の承認を得て、臨時に変更することができるものとします。

(3) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。

(4) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

5 指定管理料

指定管理業務にかかる費用は、議決後に指令文により指定するとともに、その支払方法については、市と指定管理者との間で協定を締結します。この協定の管理業務に係る委託料は、各会計年度における砺波市の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

6 利用料金制

指定管理者は、体育施設条例第10条に定める利用料金を条例に定める範囲で自らの責任において決定（砺波市の承認は必要）し、自らの収入とすることができるものとします。

7 応募資格

砺波市内に事務所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、安定して管理を行うことができる物的能力及び人的能力を有する者。ただし、次の各号に該当する団体等（共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、応募できません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する団体等

(2) 砺波市から指定を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない団体等

(3) 砺波市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6カ月を経過しない団体等

(4) 税（国税、県税及び市税）を滞納している団体等

(5) 団体等の代表者が税を滞納している団体等

(6) 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払い停止事由が発生し、これが改善しない団体等

(7) 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等

(8) 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申し立

- て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた団体等
- (9) 会社更生、民事再生の手続きについて申し立てが成され、この手続が終了していない団体等
 - (10) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない団体等
 - (11) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3カ月を経過しない団体等
 - (12) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない団体等
 - (13) 市議会議員、市長、副市長及び法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員又は委員が無権責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者又は支配人を兼ねる法人等（市が資本金、基本金その他これらに順ずるものを出資している法人、公共団体及び公共的団体を除く。）でないこと。
 - (14) 公益財団法人日本スポーツ施設協会の公認スポーツ施設管理士資格を有した者、または、同資格の取得見込み者（受講中）がいる団体等

8 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 管理運営費提案書
- (4) 収支計算書
- (5) 団体概要書
- (6) 定款、寄付行為その他これらに準ずるもの。
- (7) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (8) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (9) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の状況を明らかにすることができる書類
- (10) 申請の日の属する事業年度の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
- (11) 納税証明書（未納のないことの証明（国税（税目は法人税と消費税）・富山県民税・砺波市民税））
- (12) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (13) その他市長が必要と認める書類

提出部数：1部

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和4年9月1日(木)～9月22日(木)まで
- (2) 受付方法 FAX又は電子メールで提出してください。(様式は任意)

10 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡してください。

- (1) 開催日時 令和4年9月22日(木) 午前10時～11時
- (2) 開催場所 温水プール2階会議室

11 指定管理者候補の審査基準

- (1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られること
- (2) 事業計画書の内容が、市民スポーツの振興及び砺波市の活性化に寄与するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、当該施設の適切な維持管理を図るものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 申請団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

12 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定及び協定等

指定管理者の指定には、市議会の議決が必要なため、議決されれば指定管理者の指定となります。

(2) 協定の締結

砺波市と指定管理者は、「砺波市温水プール指定管理者基本協定書」を締結します。

13 指定管理者の申請に係る留意事項

- (1) 指定管理者の申請に当たっては、条例及び同施行規則を承知の上で申請してください。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があった場合には、失格とします。
- (3) 申請にかかる経費は、すべて申請者の負担とします。
- (4) 温水プールの管理のため、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請者としてください。
- (5) 申請書類等は、返却しません。
- (6) 提出された書類は、必要に応じて複写します。(使用は市役所内及び選定委員会で

の検討に限ります。

(7) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

(8) 指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
- ② 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

14 提出先

砺波市教育委員会生涯学習・スポーツ課

〒939-1398 砺波市栄町7番3号

TEL 0763-33-1613 FAX 0763-33-1157

15 提出期限

令和4年9月30日（金）午後5時15分

16 選考方法

申請書類に基づき選定委員会において選考します。

17 選考結果

後日、申請者に文書で通知します。